改正道路交通法の認知機能検査について

<認知機能検査>

記憶力や判断力を測定する検査で、次の3つの項目で採点される。

○時間の見当識

検査時における年月日、曜日、時間を回答する。

○手がかり再生

一定のイラストを記憶し、特定の課題を行った後、記憶しているイラスト を回答する。

○時計描画

時計の文字盤を描き、その文字盤に指定された時刻を表す針を描く。

↓採点

☆認知症のおそれ (第1分類) 49 点未満 ←CDR 1 ☆認知機能低下の疑い (第2分類) 49 点以上 76 点未満 ←CDR 0.5 ☆記憶力・判断力に心配ない(第3分類) 76 点以上 ←CDR 0

- CDR 0、0.5、1の人に受験してもらうと、第1分類にCDR1と若干のCDR0.5が入る。
- ・年齢とともに第1分類と第2分類が増加し、 87歳で受験者の半数が第1か第2分類。

%CDR : Clinical Dementia Rating

- ・世界的に認知症の重症度を判定するために用いられている
- ・家族からの聞き取りと本人への問診によって判定する
- ・6つの領域を評価
 - ① 記憶 ②見当識 ③判断力と問題解決
 - ④地域社会活動 ⑤家庭生活および興味・関心 ⑥介護状況
 - <CDR における重症度分類>

CDR 0:健常

CDR 0.5: 認知症疑い (MCI 相当)

 CDR 1: 軽度認知症

 CDR 2: 中等度認知症

CDR 3:重度認知症